給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第９号

新潟市南区味方1631番地４
再生債務者　髙橋　　元
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月１日まで
平成21年９月10日　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１号

北海道網走郡美幌町字美富９番地の１
再生債務者　小西　　潤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月２日まで
平成21年９月11日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号

仙台市青葉区落合２丁目11番29号
再生債務者　澤口　行男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月２日まで
平成21年９月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２０年（再ロ）第４０号

山形県天童市久野本４丁目15番42号
再生債務者　安喰　恒一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月５日まで
平成21年９月14日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１１号

埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目18番６号
再生債務者　齊藤　康弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月15日まで
平成21年９月14日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（再ロ）第５２号

京都市中京区壬生松原町６番地の51
再生債務者　文字　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月15日まで
平成21年９月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第１号

山梨県甲府市上今井町2454番地８
再生債務者　大久保賀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第３号

沖縄県那覇市古島２丁目24番地10　恵アパート102
再生債務者　山川　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第３７号

大阪市東淀川区小松４丁目12番34号
再生債務者　松﨑　友紀（旧姓山本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号

岐阜県多治見市京町１丁目23番地の10
再生債務者　中田　勝久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月14日
岐阜地方裁判所多治見支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第４６号

千葉県市原市姉崎971番地１　フォーレス姉崎Ｃ201号、認可決定時の住所千葉県市原市姉崎804番地３長島ビル304号
再生債務者　山本　一広
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年５月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成21年９月11日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１１号

福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒305番地３　ルートピア篠栗105号
再生債務者　桑原　幸弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成21年９月７日
福岡地方裁判所第４民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成21年９月８日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成 21 年９月 25 日
愛知県岡崎市橋目町北山１番地
マルヤス厚生年金基金
代表清算人　浅野　時三

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成21年９月８日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。
１．代表清算人氏名　浅野　時三
２．住所　愛知県豊田市駒場町茶袋231番地１
平成 21 年９月 25 日　マルヤス厚生年金基金

会社公告

合併公告

左記医療法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両法人の社員総会の承認決議は、甲については平成二十一年五月二十二日、乙については平成二十一年二月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年九月二十五日
北海道伊達市松ヶ枝町二四五番地一
（甲）医療法人社団倭会
理事長　荻野　秀二
北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺六九番地
（乙）医療法人社団和城会
理事長　荻野　秀二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年十一月一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一二二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十三日
掲載頁　一二八頁（号外第一三二号）
平成二十一年九月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（甲）エヌ・ティ・ティ・データ・フィット株式会社
代表取締役　小南　俊一
東京都港区三田三丁目九番七号
（乙）エヌ・ティ・ティ・データ・ネッツ株式会社
代表取締役　小南　俊一